平成２３年（フ）第１３３２号
埼玉県さいたま市西区大字土屋386番地
破産者　中村　正生
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
神奈川県小田原市早川３丁目13番地の４
破産者　鈴木　　馨
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４２５号
神奈川県小田原市飯田岡50番地の７　ラ・フェンテ407、前住所神奈川県小田原市飯田岡356番地
破産者　千葉　典弘
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２６号
山梨県笛吹市八代町永井1270番地　橘田兆正方、開始決定時の住所山梨県山梨市落合781番地の１
破産者　矢崎　利彦
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５６号
山梨県笛吹市石和町松本1034番地
破産者　須田　治雄
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８３号
埼玉県深谷市萱場226番地２　萱場オリーブＡ棟、申立時の住所長野県飯田市上郷飯沼2723番地３
破産者　バジルこと　原野　太平
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第３８５号
静岡県藤枝市内瀬戸488番地の５
破産者　杉山　武広
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９９号
大阪市住之江区新北島３丁目８番25―609号
破産者　吉光　昌文
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９１０号
大阪府枚方市宗谷１丁目６番14号、住民票上の住所大阪府枚方市尊延寺６丁目３番15号
破産者　リフォーム工房ひらかた家こと　山崎　秀人
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７７０号
大阪府茨木市新堂３丁目４番19号
破産者　芝　　康雄
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３１６号
大阪市東淀川区下新庄４丁目16番２―901号、前住所兵庫県川西市東畦野山手１丁目８番25号
破産者　宮崎　　澄
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３１７号
大阪市東淀川区下新庄４丁目16番２―901号、前住所兵庫県川西市東畦野山手１丁目８番25号
破産者　宮崎　雅弘
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３７０号
大阪府守口市東光町３丁目６番３号
破産者　定久　浩二
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３７９号
大阪府箕面市如意谷４丁目６番５―304号
破産者　田頭　利光
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４３６号
大阪市住吉区苅田９丁目２番25―302号
破産者　引地　正美
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４５５号
大阪府豊中市服部寿町３丁目15番18号、事業所所在地大阪市中央区南船場１丁目10―８グランドメゾン南船場204号
破産者　福本茂行事務所こと　福本　茂行
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５１５号
大阪市生野区生野西４丁目12番12号
破産者　中村デザイン事務所こと　中村　　潔
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部